

(1) 役員組織と会則の変更について

令和5年までの役員構成

役職名	氏名
会長	
副会長	
監事	
監事	
第19期生幹事	
第20期生幹事	
第21期生幹事	
第22期生幹事	
第23期生幹事	
第24期生幹事	
補佐	
事務局 (進路指導部)	

令和6年からの役員構成

役職名	氏名
会長 (23期生幹事)	
副会長 (24期生幹事)	
副会長 (25期生幹事)	
事務局 (進路指導部)	

同窓会会則の一部

<役員>

第4条

1

2 任期は、会長、副会長、幹事長、幹事は1年、卒業年度幹事は3年する。

(卒業後4年目に任期を終了とする)

変更前	変更後
＜役員＞ 第4条 この会の運営のため、下記の役員を置く。 1 次の役員を事務局と現役員が相談の上選出し、総会で決定する。 会長1名 副会長1名 監事長1名 監事1名 卒業年度幹事3名 ＜卒業後1年目、2年目、3年目の幹事＞ 事務局長1名(教頭先生) 事務局員若干名(進路指導部職員) 2 任期は、会長、副会長、監事長、監事は1年、卒業年度幹事は3年とする(卒業後4年目に任期を終了とする)。 ＜役員の任務＞ 第5条 役員の任務は、次のとおりとする。 会長は、この会を代表し、会務を掌る。 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は、その代理を行う。 監事長は、この会の業務を監査する。 監事は、監事長を補佐し、監事長不在の時は、その代理を行う。 卒業年度幹事は、同窓会親睦行事の運営を担当する。 事務局長は、この会の会務を遂行する。 事務局員は、この会の実務を遂行する。	＜役員＞ 第4条 この会の運営のため、下記の役員を置く。 1 次の役員は各期の卒業年度幹事を当て職とする。 会長1名(卒業後3年目の幹事) 副会長2名(卒業後1、2年目の幹事) 事務局長1名(教頭先生) 事務局員若干名(進路指導部職員) 2 任期は、会長、副会長は1年、卒業年度幹事は3年とする(卒業後4年目に任期を終了とする)。 ＜役員の任務＞ 第5条 役員の任務は、次のとおりとする。 会長は、この会を代表し、会務を掌る。 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は、その代理を行う。 事務局長は、この会の会務を遂行する。 事務局員は、この会の実務を遂行する。